

令和3年4月22日
県立西新発田高等学校長

令和2年度 いじめ認知件数について

昨年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は1件です。

今後はいじめの未然防止策に取り組むとともに、いじめを軽視することなく積極的に認知し、早期解決にむけて組織的に対応していきます。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。
- ・新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」で「いじめ類似行為」もいじめと同様に扱い指導を行います。

いじめの類似行為の例

SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合。